

選挙人名簿 もれなく 申請を!!

農業委員会委員選挙人名簿の登録申請書の提出期限は1月7日(金)まで!
 農業委員会委員選挙人名簿は、農家の皆さんから提出していただいた申請書を基に毎年1月1日現在で調製されます。



〈農業委員会選挙人名簿は、農業委員会法の規定により、毎年1月1日現在をもつて調製され、同年3月31日以前に確定し、その後1年間(翌年の3月30日まで)に行われる農業委員会選挙に使用されます。〉

毎年、1月1日現在の状況で、「農業委員会委員選挙人名簿」の登録を行います。
 選挙人名簿登録申請書は、情報管理システムから引字したものを、直接該当者に農家組合長が配付します。配付された農家の皆さんは、記載内容を確認し、誤りがありましたら、正しく訂正または加除をした上で、押印をし、農家組合長に提出してください。

登録すべき条件があるのに、申請用紙が届かない人がありましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。

登録すべき条件とは、1月1日現在

- ① 岩室村に住所を有している者であること。
- ② 年齢が満20歳以上であること。
- ③ 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者(北海道は30アール)
 - ・上記と同居の親族またはその配偶者で60日以上耕作に従事している者
 - ・10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員(北海道は30アール)

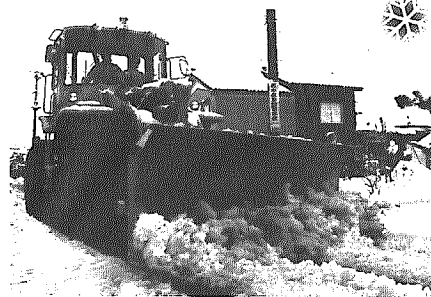


農業委員の選挙権
 (農業委員会法第8条第1項)

除雪作業は皆さんのご協力が必要です

村では、「雪」から、皆さんの冬の安全を確保するため、現在、除雪作業の準備を進めています。この除雪作業能力をフルに発揮するためには、どうしても皆さんのご協力が必要です。そこでスムーズな除雪を行うため、次のような事にご協力ください。

- ① 除雪作業の支障となる鉄板などの障害物は取り除いてください。
- ② 道路脇の塀や垣根などには、赤布などで目印をつけておいてください。
- ③ 道路上に張り出した木の枝が除雪車両に接触し、作業に支障をきたすため、張り出した枝は伐採してください。
- ④ 除雪作業中は大変危険ですから、除雪車には近寄らないでください。
- ⑤ 路上駐車は除雪作業に支障をきたしますので、絶対にしないようにしてください。
- ⑥ 村では15台の除雪車を使い、深夜2時頃から出動する体制をとっていますが、気象条件等によっては除雪が遅れる場合もありますのでご了承ください。
- ⑦ 除雪車が通った後、玄関先などで雪が山になることがありますが、広い範囲を短時間で除雪するためには、どうしても残ってしまうことがあります。なにとぞ皆さんのご理解をお願いします。



平成16年度除雪体制

- 除雪機械
 村有 8台(うち2台歩道用)
 業者 7台
- 除雪委託業者
 村内 12業者
 村外 4業者



お問い合わせ 岩室村建設課 ☎ 82-5723

■老人保健で医療を受ける人

- * 75歳以上の人
- * 一定の障害のある65歳以上の人
- * 昭和7年9月30日以前に生まれた人

■医療費負担限度額

まず個人ごとに外来の限度額Aを適用後、入院がある場合は入院分を加え、世帯内で合計して、限度額Bを適用します。

| | 負担割合 | 自己負担限度額 | |
|------------|------|-----------|---|
| | | 外来(個人ごと)A | 外来+入院(世帯単位)B |
| 一定以上所得者 ※1 | 2割 | 40,200円 | 72,300円+[実際にかかった医療費-361,500×1%] 4回目以降 40,200円 |
| 一般 | 1割 | 12,000円 | 40,200円 |
| 住民税非課税Ⅱ ※2 | 1割 | 8,000円 | 24,600円 |
| 住民税非課税Ⅰ ※3 | 1割 | 8,000円 | 15,000円 |

- ※1 課税所得が年124万円以上の70歳以上の人または老人保健対象者がいる世帯。ただし、夫婦2人世帯などで年収が637万円未満、単身世帯で450万円未満の人は、申請により「一般」世帯となります。
- ※2 住民税が非課税の世帯
- ※3 住民税が非課税で、所得がゼロの世帯(例 単身世帯で年金65万円以下)

■高額医療費払い戻しの手続き

- 申請方法
 役場より通知を受けたら、住民課窓口を用意してある申請書に必要事項を記入して提出します。

必要なもの
 申請書(役場にあります)、医療機関の領収書、保険証、印かん、銀行口座の番号(医療費をお返りする口座)

- 支給される時期 受診した月から約3~4か月後
 - 申請の時効 受診月の翌月から2年
- 注) 支給申請は代理の人でもできます。また、郵便での手続きも受付ますので、都合の悪い人は連絡ください。

■外来高額受領委任払制度について

この制度は、外来受診において、1か月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合に申請することで窓口負担を軽減する制度です。(日帰り手術や高額な薬剤料等)

- 申請方法
 申請書は毎月、1つの医療機関(総合病院等は各受診科ごと)及び、保険薬局ごとに提出してください。

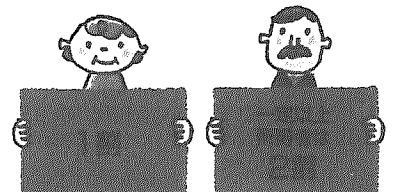
必要なもの
 申請書(医療機関、保険薬局にあります)、保険証、老人医療受給者証、印かん、標準負担額減額認定証(お持ちの人のみ)



1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合、申請をして認められれば、限度額を超えた分があとから払い戻されます。この限度額は医療を受けた人の世帯の所得、かかった医療費などにより異なります。

高額医療費制度と自己負担限度額

自己負担割合
 70歳以上



老人保健高額医療費に関するお問い合わせは

岩室村 住民課 国保・老保係
 ☎ 82-5712